

令和8年8月25日招集

令和8年 第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和8年第8回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第8回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年8月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 清野周治	2番 元木太志	3番 大江弘哉
4番 留場美佐	7番 永瀬清一	8番 石山一穂
9番 栗原洋幸	10番 芦野繁美	11番 阿部昇
12番 寒河江一浩	13番 大江正好	14番 加藤友英
15番 中谷裕	16番 高橋浩一	17番 東海林光輝
18番 門脇功	19番 菅原繁治	

1. 欠席委員は、次のとおりである。（2名）

5番 仲野孝藏	6番 山科幸子
---------	---------

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第14号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第15号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 石川健吾	農政主査兼農政係長 高橋範一
農地主査兼農地係長 後藤美智子	主任 小山田ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

1. 議事の顚末

【議長】

ただいまから、令和8年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、5番仲野孝藏委員と6番山科幸子委員であります。

遅刻の届け出がありました委員は、2番元木太志委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

12番寒河江一浩委員、13番大江正好委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第14号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第8、議第33号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの2報告と3案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。石川事務局長、お願いします。

【石川事務局長】

令和8年第8回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお願いします。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第14号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお願いします。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号7番 転用しようとする土地の表示。土地の所在：神町西三丁目●●●●。

地目：畑、面積：33㎡。土地所有者：●●●●。申請者住所氏名：東根市神町南一丁目●●●● ●●●●。転用の理由：通路を整備する。所要面積：通路33㎡です。3頁をお願いします。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は4件です。

報第15号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお願いします。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号81番 土地の所在：大字猪野沢字木戸口道北●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,205㎡ほか1筆。賃貸人住所氏名：東根市大字猪野沢●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。解約後の利用：自己保全です。

以下、受付番号82番から84番までの3申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。5頁をお願いします。

今月の農地法第3条の許可申請は11件です。

議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。6頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号146番 土地の所在：神町西三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑（雑種地）、地積：33㎡ほか5筆。譲渡人住所氏名：東根市神町南一丁目●●●● ●●●●。事由：部分贈与、経営面積：287a。譲受人住所氏名：東根市神町南一丁目●●●● ●●●●。事由：部分受贈、経営面積：287aです。

以下、受付番号147番から7頁150番までの4申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。8頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号151番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,858㎡。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。事由：

労力不足、経営面積：62 a。借人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：218 a です。

以下、受付番号152番、153番の2申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。9頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号154番 土地の所在：神町西三丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：324㎡。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：207 a。借人住所氏名：東根市本丸東●●●●● ●●●●●。事由：再設定 経営面積：207 a です。

以下、受付番号155番、156番の2申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。10頁をお願いします。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。11頁をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号24番 土地の所在：大字野田字灰塚●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,080㎡ほか2筆。譲渡人住所氏名：東根市大字野田●●●●● ●●●●●。譲受人住所氏名：東根市中央東一丁目3番56号 まごころ開発株式会社 代表取締役 藤田力、職業：不動産業。転用後の主要目的：建売分譲区画、道路、緑地、所要面積計：4,434.19㎡です。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお願いします。

ただいま説明しました農地法第5条許可、及び例外確認の申請箇所を示す位置図となります。ご参考になさってください。13頁をお願いします。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は11計画です。

議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。14頁をお願いします。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字羽入字北原●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：1,939㎡ほか2筆。譲渡人住所氏名：西村山郡河北町谷地丁●●●● ●●●●です。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。15頁をお願いします。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号2番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：1,353㎡。貸人住所氏名：東根市本丸西一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。契約期間：始期 令和8年10月31日、終期 令和18年11月30日。賃借料：10aあたり7,391円です。

以下、番号3番から16頁の番号10番までの8計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。17頁をお願いします。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定

番号11番 土地の所在：大字羽入字小見●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：614㎡ほか2筆。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。契約期間：始期 令和8年10月31日、終期 令和18年11月30日。賃借料は無償です。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告2件と案件3件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長】

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を8月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請5件、賃貸借権設定の許可申請3件、使用貸借権設定の許可申請3件、合計11件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る8月17日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに、慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号146番の申請事由は部分受贈となります。受付番号147番から150番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号151番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号152番の申請事由は、新規就農となります。受付番号153番の申請事由は、利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。

次に使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号154番の申請事由は、再設定となります。受付番号155番から156番の申請事由は、経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏の聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を8月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第5条による許可申請1件についてです。

そのほか、例外確認申請1件の確認をしております。

転用許可申請関係案件については、去る 8 月 17 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号 24 番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が 40% を超えていることから第 3 種農地となりますが、建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第 3 種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (b)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それではこれから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 31 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番清野周治委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、これらの議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前 10 時 15 分でありますので午前 10 時 30 分を目途に地区委員会を終了して下さるようお願いいたします。

それでは休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休 憩

午前 10 時 30 分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【14番加藤友英委員】

14番加藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第31号については、部分受贈、及び経営規模拡大等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第33号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4番留場美佐委員】

4番留場です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第31号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第33号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10番芦野繁美委員】

10番芦野です。大富・小田島・長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第31号については、経営規模拡大、及び再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第32号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第33号については、地域の中心となる担い手等に所有権移転、及び貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第14号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第15号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、1番清野周治委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第31号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第31号については許可することに決しました。

1番清野周治委員の復席を求めます。

1番清野周治委員に申し上げます。

ただいま、議第31号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第32号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第33号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたします。

お諮りいたします。議第33号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第33号については決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第8回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦
労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 菅原 繁治

議事録署名委員 寒河江 一浩

議事録署名委員 大江 正好